



造施設を新たに設置し、又は増設した者は、十万円以下の過料に処する。

2 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を昭和四十七年三月三十一日に改める。

# 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第九條第一項の規定は、この法律施行の際現にその工事を施行している製造施設については、適用しない。

# 理 由

てん菜の生産増強を図ることによって寒地農業経営の合理化を図るためてん菜糖の政府買上措置を更に強化して全量買上を行うこととする。とともに、てん菜の取引の適正を確保するための諸措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松浦定義君 たいま議題になりました芳賀貢君外二十一名提案によりまするてん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

てん菜生産振興臨時措置法は、昭和二十八年に制定されて以来、今日まで、テンサイの増産に必要な国費の支

出、原料価格の政府決定、製品の政府買い上げ等の諸措置を講ずることにより、寒冷地における最も安定した畑作物であるテンサイの生産振興と国内における砂糖の供給量の増大に寄与して参り、本法制定の効果には見るべきものがあつたと存せられるのであります。

今日までのテンサイ及びテンサイ糖の生産実績の推移を見ますに、昭和二十五年に、作付面積はわずか一万五千五百四十二町歩、反当り収量一千九百四十二斤、産糖高一万九千三百三十三トンでありましたが、三十三年には、作付面積三万五千五百二十八町歩、反当り収量四千二百斤、産糖高十一万トンと著しく上昇し、また製糖工場もこれに即応して増加し、現在北海道に七工場が操業中または建設中であり、また今後数工場の建設が予定されておるのみならず、内地府県においてビート熱の著しい高揚が見られておりますことも各位の御承知の通りであります。このように当初の予想をむしろ上回るほどの目ざましい成績を示しておりますことは、関係農民のたゆまざる努力によることは論を待たないのであります。同時に、てん菜生産振興臨時措置法に基いて国と地方とがテンサイの振興と保護のための強力な施策を次々に講じて参つたことによるものでありますことはあらためて申すまでもないところであります。

翻つて考えますに、わが国の砂糖事情は、戦前においては台湾糖によりほぼ自給態勢が確立され、安定した状態にありましたが、戦後は、国内消費量の九割を輸入に仰がざるを得ないことと相成り、しかも国民所得の向上と生活の改善に伴つて消費量は次第に増

加の趨勢をたどつていたのであります。甘味料は国民生活の必需品でありますだけに、このように供給の大部分を海外輸入に待つという状態はでき得る限りこれを是正し、国際収支の改善と国民生活の安定をはからねばならぬことはもとより当然のことです。

これにかんがみ、政府は、最近、甘味資源の自給力強化総合対策を策定して、十年後における、すなわち昭和四十三年度における砂糖類の総需要量を百五十二万トンと推定し、これに対しては、国内資源による自給力強化の目標を七十五万トンと見込み、そのうち四十万トンはテンサイ糖によつて自給する方針を立てておるのであります。

しかるところ、このような自給力強化方策の実施に伴い、テンサイ糖の政府買入れ数量が増加するにつれ、テンサイ糖の生産費がカンシャ糖に比較して自然条件その他により割高であるために、買入れ価格もおのずから割高となり、食糧特別会計の赤字は漸増の傾向を示し始めましたので政府は、財政負担の軽減とテンサイ糖の育成とをあわせはかるための措置として、砂糖消費税を軽減し、砂糖に対する関税を増徴して、阿税の負担を振りかえ、国内糖に対して国際競争力を付与することとし、阿税の振りかえ後においては、テンサイ糖の生産は企業の自主的採算にまかせ、原則として国のテンサイ買入れは停止すると同時に、従

来、国の保護のもとに企業の内容が著しく伸展した特定のテンサイ糖製造業者からは利益の一部を納付金として国に徴収し、この納付金を主たる財源としてテンサイに関する試験研究をもつばら担当する特殊機関を設定するとい

う一連の方針を打ち出したわけであります。

以上申し述べましたように、テンサイ糖に対する国の買入れ措置は、今後新設工場の生産にかかるとの等、あるいは糖価について異常事態が発生した場合にかかるとを除いては、すべてこれを停止するという方針を確定したのであります。が、われわれの見るところによれば、ようやく播種期を脱したテンサイ糖業に對しましては、なお当分の間、政府買入れによる保護政策を継続し、この方法を通じて農民が企業に對し、農林大臣の指示した価格で安んじてテンサイを売り渡すことができましよう行政上の裏づけ措置を講じますと同時に、国民に對しても安定した価格でテンサイ糖を供給し得る道を残しておきますことが、むしろ肝要であると存するものであります。従いまして、われわれは、このような基

本方針に立脚し、この際、てん菜生産振興臨時措置法を一段と拡充して、テンサイ糖の政府買入れ措置を続行し、原則として全量買上げを行うことを法律上明らかにするとともに、テンサイの取引について適正を期し、あわせてテンサイ糖製造工場の施設の認可権を一定の基準のもとに道府県知事に付与する等の諸措置を講ずるため、ここに本案を提出した次第であります。

以下、本案のおもな内容について申し上げます。

その第一は、テンサイの生産計画に関する規定の改正であります。すなわち、現行法では、省令で定める数量以上のテンサイを生産する道府県知事は、テンサイ生産振興計画を定めて農林大臣の承認を受けなければならないこととなつてお

こととなつておるものであります。が、テンサイの出荷区域の調整をはかり、取引条件の適正化を期するため、道府県知事は、新たに設けられますてん菜生産振興審議会の意見を聞いて、テンサイ生産出荷計画を定めることとし、テンサイ生産出荷計画には、従前のテンサイ生産計画に含まれる事項のほか、テンサイ糖製造工場の別のテンサイ出荷区域の調整に関する計画、テンサイの取引条件の適正化に関する計画をも含めることとしたし、なお、道府県知事は、テンサイ生産出荷計画を定める場合において必要であると認めるときは、テンサイ糖製造業者から必要な資料の提出を求めることができることとしたしております。

第二は、テンサイ糖の買入れについての規定であります。すなわち、現在、政府が特に必要と認めた場合にテンサイ糖製造業者からテンサイ糖を買い入れることができることとなつておりますが、この措置を今回一段と強化拡充して、政府は、農林大臣が定める最低生産者価格を下らない価格で生産者から買入れたテンサイを原料として製造されたテンサイ糖については、これを全量買上げすることとしたのであります。

第四は、製造工場を新増設する場合の承認に関する手続規定を新たに設けたことである。すなわち、これまで、テンサイ糖製造工場の新増設の規正については何らの根拠規定がなく、ただ農林大臣は農地法に基き農地の工場敷地への転用許可にからませて調整をはかっていたのでありますが、工場の新増設は集荷区域の調整を初めテンサイの生産出荷計画の樹立とその円滑な実施に密接な関連があり、かつ、ゆえに、無計画な工場乱設は、かえって、テンサイの生産振興とテンサイ糖業の健全な育成を阻害するおそれがありますので、新たに製造施設を新増設する場合には道府県知事の承認を受けなければならないこととしたしております。

第五は、新たに道府県知事の諮問機関として、農業生産振興審議会を設けたことである。しかし、審議会には、委員七名以内で組織され、道府県知事の諮問に依り、テンサイの生産振興に関する重要事項を調査審議することとしたしております。

その他、諸規定の改正強化に伴いまして必要な罰則規定を設けるとともに、法律の有効期限につきましても、まだ今後三カ年を残しておりますが、テンサイの生産振興に対して長期的な見通しを持たせましたため、この際これを十年延長して昭和四十七年三月三十一日までとするように改めることとした次第であります。

以上、本案の概要のみについて申し上げますが、何とぞ御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

# ○松浦委員長 赤路友蔵君

## 水産業改良助長法案 水産業改良助長法

### (目的)

第一条 この法律は、水産業改良普及事業に関する機構を整備するとともに水産業改良普及事業並びにこれに必要な試験研究及び調査に対する助成の措置を講じ、もって、水産業の合理的発展と漁民生活の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「水産業改良普及事業」とは、水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する指導普及の事業をいう。

### (試験研究に対する助成)

第三条 国は、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次の各号に掲げる経費を補助する。

一 水産改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費の三分の二

二 第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費の二分の一

三 国及び地方の水産業の実情からみて緊要と認められる特定の試験研究につき、都道府県及びその他の試験研究機関の要する経費の全部又は一部

四 水面の総合利用を図るため必要な調査及び試験につき、都道府

府県の要する経費の二分の一  
(水産改良研究員)

第四条 都道府県は、第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

2 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性を正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行う。

3 政令で定める資格を有する者でなければ、水産改良研究員に任用されることができない。

### (農林省の試験研究機関の協力)

第五条 都道府県の水産試験研究機関は、水産業改良普及事業に必要な試験研究に関し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力を求めることができる。

(水産改良普及事業に対する助成)

第六条 国は、都道府県に対し、水産業改良普及事業に要する経費のうち、第一号及び第二号に掲げる事業に要する経費についてはその三分の二を、第三号から第六号までに掲げる事業に要する経費についてはその二分の一を補助する。

一 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置

二 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による、漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に関する教示及び実地展示

三 水産改良普及及び

四 水産専門技術員又は水産改良普及員に協力して水産業又は漁民生活の改善を推進する漁民の育成

五 漁村における研究団体の自主的活動の助長

六 前各号の事業に必要な施設の整備

### (水産改良普及事業の実施等)

第七条 この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施にあつては、農林大臣と協議して定められた方針によらなければならない。

2 農林大臣は、水産業改良普及事業の助成についての国の計画を定めようとするときは、水産業改良普及事業審議会の意見をきかなければならない。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第八条 都道府県は、第六条第二号から第六号までの水産業改良普及事業を行うため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

2 水産専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をするとともに、水産改良普及員を指導する。

3 水産改良普及員は、水産改良普及所に属し、直接漁民に接して水産業又は漁民生活の改善に関する科学的技術及び経営上の知識の普及指導にあたる。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、水産専門技術員又は水産改良普及員に任用されることができない。

(水産改良普及所)

第九条 都道府県は、水産改良普及所を設けるものとする。

2 水産改良普及所は、水産改良普及員の行う水産業改良普及事業に関する事務の連絡調整その他水産業及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び経営上の知識の総合的な普及指導に関する事務をつかさどる。

3 水産改良普及所の位置及び管轄区域は、条例で定める。

4 水産改良普及所の長は、水産専門技術員又は水産改良普及員をもってあてゐるものとする。

### (水産改良普及事業審議会)

第十条 この法律の規定によりその権限に属された事項その他水産改良普及事業に関する重要事項を調査審議するために、農林省に、水産改良普及事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、水産業改良普及事業に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることが出来る。

3 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

4 委員は、水産業に關し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

### 附則

1 この法律は、公布の日から起算

して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号、同条第二項並びに同条第三項中「農山漁家」

を「農山家」に改める。

3 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 漁民生活の改善に関する事務を処理すること。

第八条第一項の表中「漁業制度調査会

「漁業制度調査会

漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第四十六号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

水産業改良普及事業審議会

水産業改良助長法（昭和二十四年法律第六号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

改め、同条第二項中「漁業制度調査会設置法」の下に「水産業改良普及事業審議会」については水産業改良助長法を加える。

理由

水産業の合理的な発展と漁民生活の安定を図るためには、水産業改良普及事業に関する機構を早急に整備するとともに、水産業改良普及事業並びにこれに必要な試験研究及び調査に対する助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約八億二千六百万円の見込で（平年度約七億八千万円）ある。

漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第四十六号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

漁業協同組合整備特別措置法案

漁業協同組合整備特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、整備計画をたて、これに基づいて自主的に整備を行う漁業協同組合に対し、国及び都道府県が助成を行う等の措置によつて、漁業協同組合の整備の促進を図り、もつてその健全な発展に資することを目的とする。

(整備計画の樹立)

第二条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない漁業協同組合（都道府県の区域又は都道府県の区域をこえる区域を地区とするものを除く。以下同じ。）であつて、この法律によつて整備を行うとするとするものは、昭和三十七年三月三十一日までに都道府県知事の指定する日（以下「指定日」とい

う）現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならない。

2 漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するに当つては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 漁業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、農林省令で定めるところにより、信用漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をい

う。以下同じ。）又は農林中央金庫と協議しなければならない。

4 漁業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

(整備の目標)

第三条 前条第一項の漁業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行わなければならない。

一 固定した債務の全部の整理

二 欠損金の全部の補てん（その事業分量その他の経営条件からみて欠損金が過大であるため当該期限までに欠損金の全部の補てんができないと認められる漁

業協同組合にあつては、その出資金の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて承認した額を欠損金の額から控除した残額の全部の補てん）

(整備計画の内容)

第四条 整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合員又は当該漁業協同組合が会員となつておる漁業協同組合連合会との間における利用及び協力強化するための方策

二 事業執行の体制を改善するための措置

三 固定した債権及び在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分

四 固定した債務の条件の緩和その他信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫から受ける援助の内容

五 固定した債務の整理

六 欠損金の補てん

七 出資金の増加

(整備計画の適合の認定)

第五条 第二条第一項の規定により整備計画をたてた漁業協同組合は、農林省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、政令で定めるところにより、漁業協同組合の整備に關し学識経験を有する者の意見を聞いて、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

3 前項の規定による認定は、農林省令で定める基準に従つて行わ

なければならない。

(合併の場合の特例)

第六条 前条第二項（第三項及び次条において準用する場合を含む。）の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている漁業協同組合（以下「整備組合」という。）が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合が整備を行おうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならない。

2 前項の規定による整備は、当該合併によつて解散した整備組合についての指定日（当該合併によつて二以上の整備組合が解散した場合においては、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日）に最も近い指定日とする。）から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第三項に規定する条件をみたすように行わなければならない。

3 第一項の場合には、第二条第三項及び第四項、第四条並びに前条の規定を準用する。

(整備計画の変更)

第七条 整備組合が第五条第二項（前条第三項及びこの条において準用する場合を含む。）の規定により適用である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合においては、第二条第三項及び第四項並びに第五条の規定を準用する。

(都道府県知事の援助)

第八条 漁業協同組合は、都道府県

知事に対し、整備計画の樹立及び実施に関する助言を求めることができる。

2 都道府県は、漁業協同組合の整備計画の樹立及び実施の指導に当らせるため、駐在指導員又は巡回指導員を置くことができる。第九條都道府県知事は、漁業協同組合が整備計画をたて又はこれを実施するため債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該漁業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができ。

#### (助成措置)

第十條 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき補助金を交付することができる。

一 第五條第二項(第六條第三項及び第七條において準用する場合を含む。)の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画に従い誠実に整備を行つてゐると認められる整備組合がその整備を行うに際して当該整備組合に対する債権の利息を減免した信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し、その減免した利息に係る元本債権の残高に相当する額に年五分の率を乗じて得た額に相当する額以上の金額を都道府県が補助する場合において、その減免した利息に係る元本債権の残高に相当する額に年五分の率を乗じて得た額に相当する金額を補助するに要する経費

二 駐在指導員又は巡回指導員の設置に要する経費の三分の二及び当該駐在指導員又は巡回指導員による指導に要する経費の二分の一

#### (法人税法の特例)

第十一條 整備組合の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合にあつては、当該合併によつて解散した漁業協同組合から引き継いだ当該欠損金を含む。)は、当該整備組合の整備計画において第三條第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律二十八號)第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。ただし、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)において青色申告書(法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出し、かつ、その後においても連続して青色申告書を提出してゐる場合に限り。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同條第五項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

第十二條 整備組合の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該整備組合が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から起算して三月を経過した日の前日と基準事業年度の終了の日の前日とのどちらか早い日(指定日が基準事業年度の終了の日である場合には、その日)までは、提出することができ。

第十三條 整備組合が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合が第六條第三項又は第七條において準用する第五條第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けてゐるときは、合併によつて解散した整備組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。)について青色申告書を提出してゐるものの第十一條第一項の欠損金で当該合併によつて成立した

た漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日以後に開始し、当該漁業協同組合の整備計画において第三條第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

2 前項の規定は、合併によつて成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合が当該合併によつて解散した整備組合の解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を含む事業年度及びその直前の事業年度)に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第十一條第一項ただし書及び同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第一項ただし書中「指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。）」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

#### (合併の奨励措置)

第十四條 都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる漁業協

同組合がある場合において、その整備をはかるため必要があるときは、当該漁業協同組合及びこれと合併することを相当と認める漁業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることができ。

2 前項の規定による勧告は、昭和三十三年三月三十一日までにするものとする。

第十五條 政府は、前條の規定による勧告に係る漁業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した漁業協同組合又は合併後存続する漁業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができ。

#### (農林中央金庫等の特別融資)

第十六條 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二號)第十六條の規定にかかわらず、第二條第一項の漁業協同組合の組合員に対し、当該漁業協同組合についての指定日から第五條第二項の規定による認定のある日までの間は、農林省令で定めるところにより、融資を行うことができる。

2 信用漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七條第一項第一号の規定にかかわらず、第二條第一項の漁業協同組合の組合員に対し、当該漁業協同組合についての指定日から第五條第二項の規定による認定のある日までの間は、

農林省令で定めるところにより、融資を行うことができる。

(国の求償権に関する特別措置)

第十七条 政府は、国に対し中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第七十四条に基き債務を負う整備組合が当該整備計画に基き整備を行うに際し、国に対し当該債務の全部を消滅させるに足りない弁済をした場合は、その弁済を当該債務の元本に充当するものとする。

2 政府は、前項の規定により当該弁済を当該債務の元本に充当した場合に、当該債務に係る利息を当該弁済額と元本債務の残高との割合で減免することができる。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

不振漁業協同組合の振興を図るため、国及び都道府県が、自主的に整備を行う漁業協同組合に対し必要な助成を行う等の措置を講じて、その整備の促進を図り、もつて漁業協同組合の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四千五百万円の見込で(平年度約五千六百万円)である。

○赤路友藏君 ただいま議題となりま

した水産業改良助長法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の水産業は、近年めざましい発展を遂げ、年間約五百万トン、二千五百億円に上る漁獲をあげ、国民経済の成長と安定の上に重要な役割を果しているのではありませんが、一たび漁業生産の内部構造に目を転じますならば、そこには企業形態の差による生産面の断層はきわだつて著しく、資本漁業の漁獲は零細なる漁家漁業のそれを文字通り圧倒しており、多数の漁民を擁する沿岸漁業の悲運は日々に深刻の度を加えていることは、もはやおもうべからざる事実であります。

ここにおいて、このような現実の事態に対する反省の上に立つて、ようやく水産政策の重点を沿岸漁業の振興対策に指向し、各般の施策をここに集中すべきであるとの機運が次第に醸成されて参っていることは各位の御承知の通りであります。しかしながら、これらの諸施策が真に実効をおさめますには、漁業者の自主的な再建意欲を盛り上げ、その活動を助長するための裏づけとして、技術と経営に關し国と地方公共団体とが協力一致指導と援助を行うことができる基本制度の確立がはからなければならないことは、言うを待たないところであります。

近年、沿岸漁村においては、青壮年による研究グループが續々と結成され、今日では三千八百の多きを数えるに至り、沿岸漁業振興の推進力として実践活動を行い、その成果には見るべきものが少なくないのであります。国及び都道府県における試験研究機関の相互の連絡を一そう緊密にし、能率的に試験研究を推進助長するとともに、漁

民の要求に応じ、あるいはみずから進んで彼等に接し、漁獲、養殖及び加工の各般にわたり技術の改良と経営の刷新に役立たしめるよう広くこれを提供し、あわせて生活改善の原理と技術を授け、もつて、水産業の合理的な発展と漁民生活の安定に資することができ

る基本法制を整備いたしますことは、現下の最も重要なかつ適切な施策と考えられる次第であります。

このことは、最近におけるわが国農業生産力の顕著な発展と安定が農業改良助長法に裏づけされた農業に關する試験研究及び普及事業の強力なる推進によることに徴しても明らかであるところであり、水産業に於いても、農業に劣らず、かねてよりその必要が痛感されつつも、立法化がおくれ、辛うじて若干の行政措置により当面を糊塗して参つたというのが現状であります。三十四年度予算によつて見ましても、関係予算二千二百四十四万円であつて、新たに設けられることになった改良普及員はわずかに四十八名を数えるにすぎず、この人員をもつては、一県一人、沿海市町村のみを対象としても二十五カ市町村に対し一人という割合であつて、莫に漁民の話し相手となつて、複雑な事態と取り組み、困難な問題を解決するには、これでは全く九牛の一毛、大海の一滴と言ふほかはないのであります。

以上申し上げました趣旨に即し、この際、農業改良助長法の例により、所要の法的措置を講じ、水産業改良普及事業の積極的発展の基礎を固めたいと存じ、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御

説明申し上げます。

第一に、試験研究に対する助長措置であります。水産業改良普及事業に關する試験研究を推進するため、都道府県その他の試験研究機関に対し、次の各号に定める経費を補助することとしたしました。

- (一) 水産改良研究員の設置について 都道府県の要する経費の三分の二
- (二) 改良普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運用について 都道府県の要する経費の二分の一
- (三) 国及び地方の実情から見て緊急と認められる都道府県及びその他の試験研究機関の行う特定の試験研究に要する経費の全部または一部

- (四) 都道府県の行う水面の総合利用をはかるため必要な調査並びに試験に要する経費の二分の一
- (五) 第二に、農林省の試験研究機関の協力についてであります。都道府県水産試験場は、この法律の目的を達成するために、試験研究に關し、農林省の試験研究機関に対して必要な助言と協力を求めることができることとしたしました。

- (六) 第三に、水産業改良普及事業に対する助成であります。国は都道府県に対し水産業改良普及事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費を補助することとしたしました。
- (一) 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置のために都道府県の要する経費の三分の二
- (二) 水産専門技術員または水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用そ

の他の手段による漁民に対する水産業または漁民生活の改善に關する教示及び実地展示のために都道府県の要する経費の三分の二

- (三) 水産改良普及員の養成及び研修のために都道府県の要する経費の二分の一
- (四) 水産専門技術員または水産改良普及員に協力して水産業または漁民生活の改善を推進する漁民の育成のために都道府県の要する経費の二分の一

第四に、水産業改良普及事業実施等についてであります。これらの普及事業は農林大臣と都道府県とが協議して定めた方針に従つて実施せねばならないこととしたし、農林大臣は、水産業改良普及事業の助成についての国の計画を定めることとし、これが策定に當つては水産業改良普及事業審議会の意見を聞かねばならないこととしたしました。

第五に改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任務その他についてであります。改良研究員は最も高い資格を有する研究者を充てることとしたし、改良普及員は普及事業に必要な試験研究を行うことをその任務としたしております。専門技術員は、試験研究機関及び水産改良研究員と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をするにとともに、水産改良普及員を指導することが任務となっております。改良普及員は、直接漁民に接して水産業または漁民生活の改善に關する科学的技術及び経営上の知識の普及指導に

当ることを任務といたしました。日常漁民に接し、技術、経営及び生活改善についての普及指導に当るのとは主として改良普及員であり、その能力のいかんは水産業の発展と漁民生活に大きく影響いたします関係から、水産改良普及員の養成と研修を積極的に行うことにいたしております。

第六に、水産改良普及所についてであります。各都道府県の特性を勘案し、水産改良普及事務所を設置し、水産改良普及員の行う水産改良普及事業に関する事務の連絡調整、その他水産業及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び経営上の知識の総合的な普及指導に関する事務をとらせることといたしました。

以上が本案を提出いたしました理由及び法案のおもなる内容であります。

続いて、議題になりました漁業協同組合整備特別措置法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。わが国漁業の生産力を維持増進するためには、漁業協同組合及び同連合会の育成助長をはかる必要があることは申すまでもないところであります。これがため、昭和二十六年農林漁業組合再建整備法を制定し、自力により再建整備の困難な組合に対して、増資奨励金、固定化資金利子補給等の財政支出を中心とする国の援助措置を講ずることとし、同法を運用して五百十九の漁業協同組合について再建整備をはかり、また、連合会については、昭和二十八年にさらに農林漁業組合連合会整備促進法を制定し、自後、各連合会は十カ年間に固定した債務の全部と欠損金の全部を補てんする目標を樹立し、国は整備計画によって援助を行う金融

機関に対し補助金を交付する等の措置を講じ、その整備促進について援助を行うこととした。目下十四の漁業協同組合連合会について鋭意整備をはかっている段階であるのであります。

このように、漁業協同組合、同連合会の経営内容を刷新強化するための施策は今日まで一応実施されてきたのであります。このような努力にもかかわらず、今なお、相当数の漁業協同組合は、自己資本が寡少であつて、借入金に占める割合が大きく、また、資金面では固定資産の割合が大きいばかりでなく、回収不能と見込まれる不良債権を相当かかえている状態であり、その上さらに多額の欠損金を有し、これらの重圧のため経営不振に陥り、組合本来の任務を十分に果し得ない実情にあると申しても過言ではないのであります。

同様の状態にあった農林協同組合については、昭和三十一年農林協同組合整備特別措置法を制定し、さきに述べた連合会の整備促進法と相俟つて、国の援助の方途を講じたのであります。が、当時における各般の事情によつて、漁業協同組合に対する同様の措置はしばらくこれを見送らざるを得ないこととなつたのであります。その後三カ年を経過した今日、いまだに積極的な施策がとられることもなく依然放任の状態にあります。これらの不振組合は漁況不振等による欠損金等の累積のためその経営はますます困窮の度を加え、漁村経済及び漁民生活が危機に瀕している地域も少くないのであります。

よつて、農林協同組合整備特別措置法の例により所要の措置を講じ、もつて漁業協同組合の立ち直りの一日も早

からんことを願つて、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律により整備を行うとする漁業協同組合は、都道府県に設置する漁業協同組合関係者等の組織する協議会等の指導を受けて整備計画を立て、昭和三十七年三月三十一日までに都道府県知事の認定を受けることといたしております。この整備計画においては、おおむね五カ年間に、固定した債務の全部と欠損金の全部の補てんを目標とすることにしております。

第二に、役職員の強化等を必要とする漁業協同組合に対しては、都道府県が設置する駐在指導員及び巡回指導員による指導を行うこととし、これが指導員の設置及び指導に要する経費について国が補助することにいたしました。

第三に、累積された多額の欠損金を有する漁業協同組合に対しては、信用漁業協同組合連合会または農林中央金庫がその組合に対し繰越欠損金に見合う債権の利息を減免する等積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行つた信漁連または農中に対して都道府県がその減免した利息にかかる元本償還の残高の五分に相当する額以上を補助する場合、国は五分の利子補給をすることにいたしましたのであります。

第四に、経営規模の過小な漁業協同組合に対しては、都道府県知事がその合併を勧告し、その勧告に従つて合併した場合に奨励金を交付する措置を講ずることとしたし、国は、都道府県がこれらの助成を行うに必要な経費について補助することにいたしましたのであります。

第五に、法人税法の特例を設けることとし、その整備計画が適当である旨認定を受けている漁業協同組合については、所得の計算上整備期間中欠損金の繰り越しを認めてその税負担を軽減することにいたしましたのであります。

第六に、政府は、中小漁業融資保証法に基いて整備組合に対して有している求償権のうち、違約金に相当する額を減免することができることといたしました。

第七に、信漁連及び農林中央金庫は、都道府県知事の指定の日から整備計画認定の日までの間に限つて、その組合の組合員に対して直接貸しの道を開いております。

右申し述べました一連の措置を講ずることにより、整備の目標達成を容易にいたし、漁業協同組合の健全な発展をはからんといたしました次第であります。以上が本法律案の提案の趣旨並びにそのおもなる内容であります。

以上二法律案につきましても、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。提案の理由の説明を終る次第であります。

○松浦委員長 これにて三案の趣旨説明は終了いたしました。質疑は後日に譲ることといたします。

○松浦委員長 次に、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案を議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 基金法の問題について若干お尋ねをしてみたいと思いますが、

この間の農災法一部改正の際にも、全般的な問題として、農災制度そのものの機構の簡素化を私は強く当局に要求したものであります。これについて

は具体的な案も現在ないようでありまして、もちろん重大なことでありまして、その際にはできるだけと存じますが、その際には述べましたように、この農業共済基金が昭和二十七年にできましてから、その後のこの制度に対する情勢は著しく変化を見ておるのであります。昨年一月一日に改正実施になりましたのも一つの現われであらうと思つて、従つて、この基金の問題については根本的な問題があると思つて、その点について、機構簡素化の立場から、当局としてはどのように今後これを簡素化の線に沿つて処理せられるお考えでありますか。

まずその点から伺いたい。

○須賀政府委員 先般家畜共済に関連をいたしまして農業災害補償法の一部改正の御審議を煩わしました際に、現在の農災制度全般を通じていさゝかな点にわたつた御批判、御質疑を受けたわけであります。その際、機構の問題につきましても、現段階における政府の考え方を申し上げた次第であります。基金は、ただいま御指摘のありましたように、昭和二十七年以来、連合会の不足金を一時融資いたしました組織といたしまして今日まで運営をいたして参つたのであります。当初設立をいたしました意図には即して運営をいたして参つておると考へておるわけでございます。ただ、今後の機構簡素化ないし整備の問題につきましては、先般も農災法審議の際に、早

急に制度全般を通じて本格的な検討に取りかかるようにという御要請もあつた次第でありますし、農林大臣も、その際、そのような態勢で今後取り進めて参る趣旨のお答えをいたしておりましたので、その検討の中に当然入ってくるべき性質のものと考えます。今後そのような態勢で検討を進めて参りたいと考えております。

○足鹿委員 これはもちろん農災制度そのものと切り離して考えることはできないのでありますが、どうも、われわれが考えてみますと、設立当時の情勢と今日の情勢とは、あつても触れませんが、著しく変化が起きているのであります。たとえば、連合会の事業不足金に貸付をするというのがこの基金制度の眼目であるのでありますが、二十八、二十九年の東北、北海道の大冷害あるいは西日本の風水害等のために一時は四十億をこえる資金運用がなされておるが、自來三十年、あるいは三十二年、三十二年と年を経るに従つて激減をいたしておるのであります。三十二年のごときは三十二億といたうことになっておりまして、この利用状況というものも著しく變つておりますが、利用する連合会と利用しない連合会というものもその中であつて、いただいた資料によつても明らかであります。非常に大きく分れておりまして、三分の一は利用しておらぬ。こういう実情から見ましても、大きな看板をかけて、独自の役員機構を持って、三千万近い運営経費をかけて、きわめて簡単な業務をやらせる、——これは、私は持論としていつも申し上げておりますように、農林中金にしてみても、当初は政府出資があつたわけで、半官半民で

ありまして、別にそこへ業務委託をしてもいいし、また農林漁業金融公庫に委託をしてもいいのであります。存立の意義というものが私はきわめて薄くなりつつあると思うのです。こういう独自の基金制度を設けなければならなかつた当時の情勢と今日の情勢は著しく異なつておる。これに対して今日まで政府がほとんど関心をもちわなかつたということがむしろ不思議なくらいであります。どうも、私どもとしては、三千万円近い経費を使ってこの基金制度を存続せしめなければならぬ理由が、ただあるから、あるものを今さらどうこうとか、根本改正との関連もあるということだけでは何か納得のいかないものを感ずるのです。最近いろいろな基金制度ができてきておりますが、たとえば本年取りやめになりましたたな上げ資金の問題にしましても、やはり情勢の変化によつては昨年作つたものを政府はことし取りやめておる。これだけ農災制度に対して批判が集中しておるときに、依然としてこれに対する方針が持たれなかつたといふことは非常に遺憾に存するのであります。従つて、そういう立場から、ただいま審議が始まりましたこの法案につきましても、よほど突っ込んだ今後の対策、とるべき措置というものが講ぜられなければならぬのは申すまでもないと思つておる。たとえば、第一点の問題として、基金の利用者と未利用者の利益の調整と申しますか、そういう問題だらうと思つておる。基金を利用する者は日歩一銭五厘、中金の二銭三厘に比しますとこれは非常に安い。利用しない会員は何ら恩恵がない。しかも平等割は年間百六十万円です

すか、水稻におきまして三十九円九十銭、陸稻が十一円七十一銭というような基金出資をしておる。連合会も利用しないところは全く利用しない。ということとは、結局七〇%までは農民出資なのです。賦課金も含めてこの出資金が農民から徴収されておる。従来は掛金の問題がとかく論議されましたが、掛金はやかましいから漸次合理化をなされてきておる。ところが、最近の状態では賦課金が非常に目立ってきた。両方合すると農民負担が多いにもかかわらず、保険金等はきつて僅少なもののしからえないというところに大きな矛盾を含んでおるのであります。私どもが地方を歩いてみても、農民出資の分はもう連合会へ払い戻して、そしてそのものを基礎として、たとえば防除共済の面とかあるいは無事農作の面とかいうような点にもっと活用したらどうか、こういう声もあるのです。農林省としてもそういう声のあることはお聞き及びでしょうが、少くとも利用者と利用しない者との利益の調整をどうするかというところは、今までもお考えにならなければならなかつた問題だと思つておる。当初この基金ができるときは六十億くらいは必要だといふ考え方であつて、そのうち三十億を政府出資あるいは全額政府出資せよという声も強かつた。ところが、三十億となつて、十五億は政府出資で、十五億を七カ年間に割つて連合会の負担ということになつておるが、結局、連合会にこれを単位組合に、単位組合は農民に割り当てておつておる。いわばこれだけ評判の悪い制度に対して、特に賦課金の困窮負担がやかましい今日、少くともそういった点についても

考えてしるべきものではないかと私も考へておつた。今度この基金制度が出てきた。その意図されておるところはわかります。あとの一年度分を農民から取り立てないで、この特別積立金を取りくずして出資にかえようというわけでありまして、農民負担が若干でも減ずるという結果になろうかと思ひますけれども、政府出資の十五億円があれば、大体最近の情勢から見まして大きく業務に支障があるというところは考えられない。これはやはり、農民負担の軽減の面から、また機構の簡素化の面から、もっと思い切つた措置を講ずべきではないか、私どもはそういうふうに見ておるのであります。次の機会に考えられておる構想の中にはこれをどういうふうに取り扱おうとしておられるのか、まずこの利用者と利用しない者との利益の調整はどういうふうな形でなされようとおられるのか、その点を伺いたしたいと思います。○須賀政府委員 最近の利用状況につきましては、ただいま御指摘のありましたように、特に三十三年度あたりでは貸付額が減つて参つております。また、利用をいたします組合の数も一時に比較をいたしました減少いたしておるわけでございます。ただ、これは、ここ数年の豊作というふうなことも相当大きく影響いたしておるわけでございます。われわれといたしましては、基金の利用状況が長期的にどういうふうになるかということにつきましても、さらに若干の時間をかけて推移を見なければならぬと考えておるわけでございます。

の調整でございますが、これは、この基金設立の当時、なお設立以後実際の運営方法等を検討いたしました段階におきます経過を、いろいろ当時の関係者あるいは記録等によつて見ますと、こういう性質の金でございますから、できるだけ低い利率で貸し付けるといふことは、これは当然必要でございます。従ひまして、現在の貸付利率は、先ほども御指摘がありましたように一銭五厘、年率にいたしました五分四厘何がしになつておるわけでありまして、それと同時に、未利用者につきましては、この法律では剰余金の処分はその段階においてきめるといふことになつておるわけでございますから、その際の考え方といたしましては、未利用者に対するは大体六分見当の剰余金の配分を出資額に応じてきめていくというふうな考え方が持たれておつたようでございます。そういう、貸付につきましても五分程度のなるべく低い利率、未利用者に対しては六分見当の配分を一応考え方としては予定しておるというふうなことで、両者間の利害の調整をとるような考え方に相なつておるのでございます。○足鹿委員 六分の配分をしてゐるのですか。○須賀政府委員 法律的には、剰余金の処分は実際剰余金の処分をする際にきめるといふことになつておるわけでございます。従ひまして、現在までは剰余金は全部積み立てをいたしてきておるわけでございます。これが二十六億ばかりになつております。従ひまして、現在までは剰余金の処分といたしましての配分はいたしておりません。いたしておりませんが、ただ、設立当時の考へ

方といたしまして、将来剰余金の処分等をする場合には、未利用者に対する利益還元の意味も含めて六分程度の配当をするというような考え方が持たれておったようでございます。

○足鹿委員 いや、考え方が持たれておったようであるということは当時の記録によっても明らかでありますけれども、やはり、当時の経済局長の小倉さんは、適当な時期を見て法律の改正をお願いしたかどうかということをお聞きしたいと思います。この配当またはそれに類するような措置をとりたい、そのためには法律の改正を将来やりたいということをお聞きしたいことは知っておるのです。今回の措置によつては、利用者と利用しない者との利益の調整というものがやられておるのです。だから、その配当なら配当であるいは、特に利用しないが出資をしておるといふところについては何らかの対策がとられなければならぬはずだと思ふのです。それは当時の記録によつても明らかでございまして、そういう対策をおとりになる必要があるのじゃないですか。当然、こういう改正の機会に、出資に振りかえるということもそれは一つの案ですが、利用者を利用しない者との調整措置というものがとらるべきではなかったかということをお聞きしておるのです。また、当時の立法の精神の上からも、政府の考え方の上から見ましても、すべきが当然じゃないですか。それを私は言っておるのです。何か六分の配当をしたらいという程度のことでは納得がいかないわけですね。

○須賀政府委員 今回の剰余金を出資に振りかえする措置をとりましたのも、剰余金処分の一つの方法としてこういう措置をとつたのでございます。これは剰余金が出資額運用の果実として出て参つたものでございまして、これは従来の出資額に應じまして連合会に実質的には配分をしていく結果になるわけでございます。

なお、今後剰余金が積み立てられした場合にそれをどのように処分をして参るかということ、さらに法律で定めておられるべきでないことになつておるわけでございます。今後の剰余金処分の方法は、引き続き基金及び政府部内におきまして十分検討いたしまして、できるだけ早い機会にこの処理方針の成案を得まして必要な法律的な手続をとりたい、かように考えております。

○足鹿委員 私が言いたいのは、利用しておるところと利用しておらぬところ、三分の一対三分の二くらいになつております。利用してないところは、この資料によつて見ましても、全く利用してない地帯がたくさんあるのです。ですから、そういうところに対しては、無事農士の問題があれだけやかまひいのですから、そういうところに運用益を充てていくべきではないですか。このもつたた会員別基金利用状況というのを見ましても、全く差が著しいのです。こういうところはすなわち低被害郡道府県であります。そういうところに対しては、あれだけやかましく無事農士をよこせということをお聞きしておるのですから、当然——無事農士にしてみても、専門家の意見を聞いてみると、五億程度あればこれはりっぱにやれるということをお聞きしておるのです。

○足鹿委員 私が言いたいのは、利用しておるところと利用しておらぬところ、三分の一対三分の二くらいになつております。利用してないところは、この資料によつて見ましても、全く利用してない地帯がたくさんあるのです。ですから、そういうところに対しては、無事農士の問題があれだけやかまひいのですから、そういうところに運用益を充てていくべきではないですか。このもつたた会員別基金利用状況というのを見ましても、全く差が著しいのです。こういうところはすなわち低被害郡道府県であります。そういうところに対しては、あれだけやかましく無事農士をよこせということをお聞きしておるのですから、当然——無事農士にしてみても、専門家の意見を聞いてみると、五億程度あればこれはりっぱにやれるということをお聞きしておるのです。

るのです。今後も特別積立金が増加するという見通しは十分ありますが、もっと恒久的な取りくずしの規定を設けて、特別積立金が生じたときには、やはり、この制度が発展していくために、無事農士であるとか、あるいはだれにも行き渡る病虫害の防除事業だとか、そういう面を通じて農民に還元していくという考え方が、制度に對するこのごろの世論なり農民の不滿から見ましても当然考えられてしかるべきことだろうと思ふのです。出資金が足りなければ、むしろこれを機会に政府がもっと出資をして、三十億どうしでも必要だというならば、あと十五億円は政府が出資して、農民の負担による十五億円を基礎としてこれを農民に還元する、しかし、やってもなかなか目立ちませんから、無事農士の対策費にするとか、あるいは災害防除のための経費に充てるとか、そういうふうな運用すべきではないかと思ふ。利用者はいだんだん減つてきておる、そういう現状なんです。何かそこに一工夫あつてしかるべきではないかと思ふ。この制度が農民から非常に歓迎されてうまく運用されておるならば別でありませんが、とにかく農民の要望とはかなり隔たつておる。農民は、自分たちの賦課金の中から水稻について三十数円の負担をさせられておるというふうなことは実際知っておらぬでしょう。だからこそ、そういう農民への利益還元と申しますか、そういう措置はやはりとるべきではなかったかと思ふのです。これは、現在ここで法改正をやればできぬことはありません。これは、一時政府提案に非常に問題があつたように聞いておりまして、議員立法でも

という話も出ておつた。そうであるならば、われわれは当然この問題も取り上げていきたかつた。ところが、にわかに政府提案というふうになり切らされてこの法案が提出されたという点につきましても、実情にそぐわぬ点が多あつて、非常に遺憾に思ふ。政務次官、どうですか。当然私はそういうふうな措置がとらるべきものではないかと思ふのです。これだけ評判の悪いものに対して、利益をあげてそれを今度出資に振りかえるという程度で当面を糊塗するということでは、あまりにも不徹底のそりを免れないではないかと思ふのです。農民還元についてど

○石坂政府委員 本案を提出いたしましたまでの経緯につきましては、最初議員立法でやるといふ話もありまして、その後多少のいきさつを経まして、結局政府提案となつたその経緯は、大體足鹿さんの御指摘の通りだと思ひます。しかるに、漸次利用しない会員がふえて参つておることも御指摘の通りでありまして、その利用者と非利用者との間の利益の調節をいかにするかとこの御意見は、まことにこももとの問題点だと思ひます。従ひまして、先ほど経済局長からお答えいたしました通り、今回この臨時措置法によりまして積立金を取りくずしますことも、その利益調節の一つの点であります。将来は、基本的の対策につきましても、本制度の運用の状況なり、被害発生者の推移その他の点を検討いたしまして、会員の利害調節を考慮した基金制度を、当時のいきさつをもしんじやく

いたしまして十分検討を進めて参りたいと思つております。

○足鹿委員 第一、今後とも特別積立金がふえるという見通しは十分あるわけですが、ふえるなら、これはまた、利用する人々の立場から見れば、もっと金利を下げたらどうですか。そんなにいうける必要はない。だから、当然一銭五厘は一銭にも五厘にも、時と場合によつてはただにしてもいいのです。何もこの基金はもうけなければならぬ、利益をあげなければならぬ性格のものではないわけですから、特別積立金をするくらいに余裕があるならば、貸付利率をもつと下げるということも、これは利用者の立場に立つて考えていく場合は当然考慮あつてしかるべきだと思ふ。そういうことにも何ら手がついておらぬ。あまり制度の評判がよくないからでも徴収ができまい、そこで肩がわりをして出資金に振りかえる、こういうお考え方で、これは三十二年の農業共済大会の議決だそうですが、それをここにやうやく制度化されてある。これはあなた方の基金の資料によりますが、あなた方には運用の実態がよくわかつておらぬと思ふのです。農業共済基金の第七回出資金を農家負担としないよう措置すべきこと」という決議がなされ、その決議の理由としては、まず利用しない会員から出資配当等の措置を要望しており、さらに低被害地等共済掛金・賦課金の徴収に円満を欠く地帯においておるから、こういう理由でこのことが決議されておる。これに對する答えは、後段の答えだけを取り上げて、前段の利用しない会員に對しては出資配当も

いたしまして十分検討を進めて参りたいと思つております。

いたしまして十分検討を進めて参りたいと思つております。

○足鹿委員 第一、今後とも特別積立金がふえるという見通しは十分あるわけですが、ふえるなら、これはまた、利用する人々の立場から見れば、もっと金利を下げたらどうですか。そんなにいうける必要はない。だから、当然一銭五厘は一銭にも五厘にも、時と場合によつてはただにしてもいいのです。何もこの基金はもうけなければならぬ、利益をあげなければならぬ性格のものではないわけですから、特別積立金をするくらいに余裕があるならば、貸付利率をもつと下げるということも、これは利用者の立場に立つて考えていく場合は当然考慮あつてしかるべきだと思ふ。そういうことにも何ら手がついておらぬ。あまり制度の評判がよくないからでも徴収ができまい、そこで肩がわりをして出資金に振りかえる、こういうお考え方で、これは三十二年の農業共済大会の議決だそうですが、それをここにやうやく制度化されてある。これはあなた方の基金の資料によりますが、あなた方には運用の実態がよくわかつておらぬと思ふのです。農業共済基金の第七回出資金を農家負担としないよう措置すべきこと」という決議がなされ、その決議の理由としては、まず利用しない会員から出資配当等の措置を要望しており、さらに低被害地等共済掛金・賦課金の徴収に円満を欠く地帯においておるから、こういう理由でこのことが決議されておる。これに對する答えは、後段の答えだけを取り上げて、前段の利用しない会員に對しては出資配当も

いたしまして十分検討を進めて参りたいと思つております。

しない、また、恒久的な取りくずし制度、無事戻しの問題であるとか、あるいは防除共済の問題であるとかいうことに対して何ら措置しておらぬ。この基金がひとりでつくと、この共済制度と一体であるべきものが、この制度だけは安全地帯におつて、そうしてきわめて平穩な運営をやつておるということに許されていいですか。これだけこの農災制度に対する風当たりが強いとき、この制度だけはまことに特等席におつていいでしょうか。しかも、損がいについておるならともかくも、特別積立金が逐次ふえていく今後の見通しもある。これに対して当然適当な措置を打つべきだと私は思うのです。それが三十二年の農業共済の全国大会の決議採択の理由と趣旨になつておるわけです。私は、それにこたえらるべき性質のものだと思つてゐる。

そういう点については、ここで押し問答をしても始まりませんから、これは、委員長、少くとも明日でも基金の安田君なりだれかに来てもらつて、これだけ特等席におつて、この制度とは何か無関係な涼しい顔をしておることについて、もう少し私は基金運用の責任者からいろいろ具体的な意見を聞きたい、まただしたいと思つてゐる。明日の委員会に基金の安田事務を呼んでいただきたいと思いますので、あとで理事会等で御決定願ひたいと思つてゐます。

○松浦委員長 協議いたします。

○足鹿委員 次に伺いたいのでありますが、今回の措置による財産の帰属の問題はどういうふうになりますか。連合会の基金に対する出資金が十五億円、これは、先ほども言いましたよう

に、七〇％は農民から拠出さしておる。残りの三〇％が都道府県及び市町村が補助金として拠出したもののようでありまふ。例外もあるようでありまふが、とにかく大部分は賦課金の中に含めて農民から取り立てておるのです。こんな農災基金から賦課金として取り立てておいて、どうもこの機構のみ合せが、制度は実に巧妙にできておるが、この基金との連関性といひますか、運用上における一体性といひますか、欠けておるようには私は思ふのです。何かこの制度だけは非常な安全地帯におつて、しかも半分は農民の負担によつて生まれておるということ、よほど考えなければならぬと思ふのです。今度出資の振りかえられたいとして、財産の帰属は連合会ですか。まして、財政の帰属は連合会ですか。

○須賀政府委員 今回の出資振りかえによりまして二億三千九百万円が連合会より基金に出資したことになるわけでございます。従ひまして、この最後に残つております三十三年の三月三十一日の出資残額割合に応じまして各連合会が出資をした持ち分を持つことになりまふ。従ひまして、その帰属は連合会に帰属するわけでございます。

○足鹿委員 そうしますと、今回のその財産のある時期にかりに分配とか農民還元という問題が起きてきても、現段階においては連合会自体の財産になるわけですから、農民とは実質的な関係がないといふもつて薄い。そういう点にも疑義があるのです。

○須賀政府委員 この法律で出資に振りかえしました結果といたしましては、御指摘の通り、連合会の資産となつておるわけでございます。直に接負担農家とはつながつておらぬわけでありまふ。

○足鹿委員 ですから、先ほど来私が申し上げておる通りに、農民の出資で十五億円をまかなうわけですが、すでに十二億何がしというものは農民の賦課金の中に含めて取つておいてなるのです。そのことは、農民で知つておる者もあるが、知らぬのがほとんどでしよう。そういうことで、実際のこの制度が複雑なために、あまりこの問題に對しては関心が払われなかつたと思ふのですが、今回の法改正に際していろいろ検討してみますと、私ども、このやり方は是正されなければならぬと思ひます。基金の当事者が明日お見えになるならば、当事者としていろいろ意見があるだろうし、内部検討もしておられるだろうと思ひますので、その機会に譲りたいと思ひますが、この基金の業務運営あるいはその経費を見ましても、基金には役員が六人おつて、三名は常勤としており、非常勤が三名ある。職員は二十三名もおる。運営経費は三十二年に二千六百六十六万一千円ということになっておりますが、これは膨大なものです。農業協同組合の中央会機構にも匹敵するような経費を使つておつて、ただ不足金の処理をやつておる。融資の申し入れがあればそれを検討して貸し、これを回収していくだけなんです。ほかに農災制度そのものに對して何らの積極的な活動というものは見られない。また、制度上の連関性が薄い。従つて、私は、このものの今後の性格について考へてみたと思ふのですが、前国会で成立をいたしました酪農振興基金法にしましても、政府出資が五億円で、民間出資が五億円でありまふが、この合計十億円の出

資でもつて出資したこの酪農基金につきては、この性格についてはいろいろと新しい情勢に即応するような内容を持つておる。たとえば、酪農振興基金の出資関係は、今述べたような、額には若干相違がありますが、半分は政府出資、半分は業界出資ということになつてゐる。そして、業務の範囲は、債務保証のほかに、牛乳などの需要増進に関する業務を行うというふうな性格が規定されてゐる。ところが、この共済基金には、何ら農業災害補償法の欠陥を補つてこれとの連関において一体的な運営がされるような措置がとられていないといふことは、酪農法あたりとの連関においても、相当考えられなければならぬものではないかと思ふのです。その点についての御所見はいかがですか。

○須賀政府委員 基金の機構につきましても、われわれといたしましては、当然この種の組織といたしましては、当然できる限り簡素な機構で少い経費で管理をして参るといふふうな指導をいたしておりますことはもちろんでございます。ただ、現在相当減少いたしましたものの、なお三十四億円程度の債権を管理いたしておるわけでございます。し、これらの維持管理につきましても、業務量としてもある程度のもつて必要わけでございます。従ひまして、現在、御指摘の員数と、昭和三十一年度におきましては二千六百万円程度の一般経費がかつておりますが、この程度の支出は、農林省といたしましても事前に予算内容を十分審査をしてやつておるわけでございます。なお、今後、業務量の推移等によりまして、さらに業務経費、一般経費の合理

化は当然やつて参らなければならぬわけでございます。今後、業務量の推移と見合ひしまして、さらにその面につきては役所といたしまして十分監督指導を進めて参りたいと思つております。

○足鹿委員 私はそういう抽象的な御答弁では満足できません。たとえば、三十三年度の事務費の補助の実情を調べてみましても、第一・四半期の事務費に對して九月になつてようやく出るということは、まことにスロー・モーションである。そうすると、赤字をかかえてゐる連合会は勢いよそから金を借りなければならぬという実情も出てくるのではないかと。そういう場合に、この基金の性格に一部変更を加へますならば、それに対して当然それが来るまでつないでいくこともできるでしようし、また、農林省自体が第一・四半期の補助金を九月、十月までもはつたらかしておくといふような運営というものは、私は理解できないのです。そういう事態を一方においてそのまゝ反省せずにだらりだらり毎年同じことを繰り返しておつて、一体どうしますか。この基金の今後の性格については、事務費を含めた不足金をやはり融資を受けるとか、あるいは今の補助金にしても、そういうものには對してあなたの方でどうしても九月でなければやれぬと言われる正当な理由があるならば私も納得はしますが、これはあなたの方のスロー・モーションから来るのです。地方の連合会は困るのです。従つて、末端におきましても困るのです。組合の運営がつかぬ状態のところにもつてきて、いつまでたつても補助金は来ない。そういうものに対して

は、先ほども言いましたように、直に接負担農家とはつながつておらぬわけでありまふ。

もつと融資をしていくような、業務上共済組合の業務運営とのつながりをもつと考えていくべきではないか。いわば共済金庫とも言いいますか。どうしてあなただ方は他の農林金融機関に委託も思い切つてやらない。私はやるべきだと思ひますが、そこまでもよう踏み切れない。といって現状に対しても改善の具体的な手を打つておらぬというのでは、私は許されなかつたと思うのです。現在の制度自体が非常な苦境に立つておるときに、もつと真剣に考えてもらいたい。大きな利益金をあげて損失補てん金を積む、特別積立金まで持つておるわけです。この間も、次官も御存じでしょうが、日本蚕業事業団の問題にしましても、やはり蚕糸業の産業の発展のために、安定振興のために助成を行うことができるという項目が与野党の間に話が一致していくことになっておる。当然、この問題については、最近のいろいろな基金なりあるいは政府関係機関の状況等とも考えてみて、こういう矛盾を解決していくべきではないかと思うのです。私どもは、何か農災制度というのは、努力しておられるでしょうけれども、どうもびたりと現状に即応するような手が打たれておらぬという印象を強く持つわけです。この業務の点について、債務保証に限定せずに、今言った、もう少し歩を進めた基金利用の道を講じていく必要があると私は思うのです。そういう点については内部で検討されましたか。一体今後どうされようとしておられますか。

○石坂政府委員 基金の運営上の問題について私は十分に実情をつまびらかにいたしておりますので、明快な答

弁をいたしかねますことはまことに恐縮でございます。しかしながら、いろいろ運営上の問題につきましてもは検討もし、また反省もすべき点もあらうかと存じます。従いまして、改むべき点があればすみやかにこれを改めていかなければならぬという考えを持っております。

なお、債務保証のほかに基金の他の利用面のことを考えてはどうかという御質問もありましたが、その点につきましてもは経済局長から答弁させていただきます。

○須賀政府委員 現在の基金運営の方向といたしましては、御指摘がございましたように、事務費の不足分につきましては貸付をいたしております。これは本来事業不足金の一時融資という必要のために貸付をいたしたものであります。事務費につきましては、過

般の農災法一部改正御審議の際にもいろいろ御指摘があったのであります。基金の業務運営を若干改めまます程度ではどうも基本的な改善をはかることができない程度の大きな問題になっておるようでありまして、この問題は、先ほども申し上げました制度全般の検討の中でさらに検討して参りたい。今の共済基金運営の方向といたしまして、事務費の貸付をするということとは目下の事態では予定をいたしております。

○足鹿委員 この基金には運営委員会というふうなものがあるようですが、運営委員会の運営状況について、農林省は、私が今指摘したような点について従来そこで検討されたような実情を知っておりますか。いわば膨大な内部金融機関としてこれだけのものを置く

必要があるかないかということについては、私は前々から言っておりますが、運営委員会というものは今まで何回開かれて、どういう点を議論しておりますか。

それから、先ほど言いましたように、第一・四半期の補助金が九、十月になって出るといふような実情はどうかというのですか。

○須賀政府委員 運営委員会の運営の状況につきましては、私は詳細に聞いておりません。こまかく調べまして、後刻お答えしたいと思ひます。

農林省の連合会に対する補助金の交付指令が毎年かなり手回らつておりますことについて御批判がありますが、これは単に連合会の事務費だけではな

いのです。どの補助金もあまり早く出しておらぬようございまして、これは農林省全体として早急に改めて参らなければならぬ問題でございまして、特に連合会の補助金につきましては、毎年配分基準等につきましては相当団体側及び政府側の意見の調整等に手間どつておるわけでございます。それらに若干の時間がかかつておりますので、今後ではできるだけ促進をするように反省をいたしたいと思ひます。

○足鹿委員 どうも簡単な法律であります。お聞きのように内容的には重要な内容を含んでおると思ひますが、当局が内容的にはあまり知らぬようです。運営委員会がどういふうに運営されておるか、どうもはつきりしない。それも経済局長は知らぬというのでは、とても話になりませんので、あした安田専務を参考人として招致していただいても、もっと質疑をさせていただきますと思ひます。そ

ういう意味できょうは終わります。

〔委員長退席、吉川（久）委員長代理 理着席〕

○吉川（久）委員長代理 足鹿君の要望もありますので、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会では審査中の農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案について参考人の意見を徴するため、農業共済専務理事安田誠三君に明十三日参考人として出頭を求めたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川（久）委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○吉川（久）委員長代理 次に、小委員会設置についてお諮りいたします。

本委員会に、甘味資源問題調査のため、小委員会十一名からなる甘味資源に関する調査小委員会を設置したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川（久）委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、小委員及び小委員長長の選任につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川（久）委員長代理 御異議なしと認め、小委員に安倍晋太郎君、吉川久衛君、高石幸三郎君、永田亮一君、丹羽兵助君、本名武君、保岡武久君、實川清之君、中村時雄君、西村関一君、

松浦定義君を、小委員長に吉川久衛君を、それぞれ指名いたします。

次にお諮りしておきます。ただいま設置するに決しました小委員会の小委員の辞任並びに補欠選任につきましては委員長において適宜これを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川（久）委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○吉川（久）委員長代理 ちょっと速記をとめて……。

〔速記中止〕

〔吉川（久）委員長代理退席、委員長着席〕

○松浦委員長 速記を始めて下さい。

日本蚕業事業団法案を議題とし、審査を進めます。

質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 本案に対する質疑はなきものと認めます。

本案に対し、吉川久衛君より、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる修正案が提出されております。修正案の内容は各位のお手元に配付いたしておる通りでございます。

まず修正案の趣旨についての提案者説明を求めます。吉川久衛君。

日本蚕業事業団法案に対す修正案

日本蚕業事業団法案の一部を次ように修正する。

2 事業団は、前項に掲げる業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、養蚕業の経営の安定に資するため、養蚕業に対する助成を行うことができる。

第二十四条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。  
第三十八条第一号中「第五項第二項」の下に「第二十三條第二項、」を加える。

○吉川(久)委員 日本養蚕事業団法案に對する自由民主党並びに日本社会党共同提案の修正案について説明を申し上げます。

日本養蚕事業団法案の修正点については、各位のお手元に配付してある通りでございますから、朗読を省略いたします。

昨年の春以来、わが国の養蚕業は異常な不況を呈しておりまして、昭和二十八年に成立を見ました繭糸価格安定法もその機能を十分發揮できないような状況になっておりますので、それに対する臨時措置法を制定いたしました。これがまた不十分で、非常な混乱を呈したのでございます。そこで、今回は、繭糸価格安定法等に基づいて政府が行なつて参りました繭糸価格の安定に関する措置の補完といたしまして、養蚕事業団法を制定して、これによって繭及び生糸の需給事情からする適正な繭糸水準を実現しよう、こういうことで日本養蚕事業団を設立しようという

ことでございますが、この内容を検討いたしますと、その組織や業務、財務、会計等について所要の規定が設けられてはございますが、この業務規定だけを見ますと、私どもの期待をしておりますような事業を完全に果すことは十分でないように考えられましたので、ここに修正案を提案するに至った次第でございます。

その内容を簡単に申し上げますと、そもそもの事業団法の政府出資となつております十億の資金は、繭糸価格安定法第十一條第一項に掲げてあります、養蚕農家に対してその乾繭あるいは保管あるいは金利、それらの経費を國が助成することになっておりますが、これを個々の農家に散布いたしますのは農家にいろいろ迷惑のかかるような弊害等も予見できますので、かようなことのないようにし、しかもその金を一つ養蚕業の安定のために有効に使う方途なきやという経緯を経まして、ここに養蚕事業団が誕生し、その資金が十億ということになっているのでございます。そこで、この資金から生まれますところの利益金を積立金とするということになっておりますが、損益計算上出て参ります利益金は積立金とはいはしますけれども、政令で、それに相当するところの金額のたとえば百分の七十とか百分の八十とかいうようなそういう額を、今後養蚕業の経営の安定、すなわち養蚕技術の向上とかあるいは経営の合理化とかあるいは需要増進とかいうような繭糸業の経営全般の安定向上のためにこの資金を使えるようにしよう、こういうことでございます。

満場の御賛成をお願いする次第でございます。

でございます。(拍手)

○松浦委員長 修正案について質疑はございませんか。

なければ、修正案及び原案を一括して討論に付しますが、討論の通告がございませんで、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

ただいま修正議決いたしました日本養蚕事業団法案に對し、高田富之君より、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかゝる附帯決議を付したいとの申し出があります。この際発言を求めます。高田富之君。

○高田委員 日本社会党並びに自由民主党を代表いたします。ただいま修正議決されました日本養蚕事業団法案に對しまして附帯決議を付したいと考へます。

ここにその案を朗読いたします。

日本養蚕事業団法案に対する附帯決議(案)

政府は、日本養蚕事業団が適正な繭糸水準を実現するため乾繭の委託販売等を行う場合、各蚕期毎の産繭量のおおむね二割までの繭の市場操作を行うことができるよう所要資金の確保の措置を講ずべきである。

右決議する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院農林水産委員会

これは申すまでもないことでありますが、せっかくこのような特殊機関が設立されました、その運営におきまして期待できる程度の効果が最小限度あげられるような資金措置というものが必要とされなければ、結局絵にかいたもちになるわけでありまして、昨年あたりの繭の操作に対する政府でやつて参りました実績に徴しても、明らかであることですが、どうしても、ある程度繭糸の維持をはかろうという場合に、最小限度二割というのはいくらぐりの線であろうと思ふのであります。かりに三千万圓としますれば、二割にいたしましたら六百萬圓、千二百萬圓見当としましても八十億近いものはどうしても必要でありますので、これらの点について所要資金の確保措置を講ずるといふことは当然裏づけとして考へておかなければならぬことであります。この点を明確にいたしましたので、そうして、せっかくできますこの事業団がこの目的を達成するに遺憾のないようにいたしたい、こういうのが趣旨でございます。

皆さんの全会一致の御賛同をお願いする次第でございます。(拍手)

○松浦委員長 附帯決議を付するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に對し、政府の所見を求めます。

○石坂政府委員 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨のあると

ころはよくわかりますので、政府におきまして今後十分に検討いたしまして措置いたしたいと存じます。

○松浦委員長 次に、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案、日本てん菜糖製造業者納付金法案及び臨時てん菜糖製造業者納付金法案の三案を一括議題といたし、審査に入ります。

この際質疑があればこれを許します。ございませんか。なければ、これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

次に、三案を一括して討論に付しますが、討論の通告がないようでありまして、直ちに採決いたします。

まず、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に、日本てん菜糖製造業者納付金法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に、臨時てん菜糖製造業者納付金法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に、臨時てん菜糖製造業者納付金法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

日本てん菜振興会法案、臨時てん菜糖製造業者納付金法案の両案に対し、中村時雄君より、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる附帯決議を付したいとの申し出があります。この際発言を求めます。中村時雄君。

○中村(時)委員 自由民主党並びに社会党を代表いたしまして、附帯決議案を出す前に、まず、私たちがなぜこういう附帯決議を出さなくちゃならないかという点の集約を一点だけ申し添えておきたいと思ひます。ということ

は、先般各委員の熱心なる質疑応答の中におきまして、現在建値標準価格として七十三円という原案を政府当局が出してきたわけなのでありますが、しかし、現実の実際の値段は幾らかという、七十三円といたしたとき

の対外的な値段は三セント四十五を基準にしておいたもので、現実にはこの三ヶ月間は三セント十に値下りをして

るのであります。そこで、この三セント十に値下りしておる現状を私たちが見た場合に、もしかりに三セント十にした場合にどういう結果が出るかという、FAS価格は六十八ドル三十四、運賃六十シリングにすると、CIF価格は八十ドル十となつて、加工賃を九円五十銭としたら、現行税率でコストは三十七円、新税率では五十四円三十七銭になつて、農林省の基準に比べて斤当り四円五十銭だけ安くなるのであります。この四円五十銭安くなるという意味はどういうことかと言へば、それだけ事実はどうあるかということなんです。もうかるという理由はどう

こにあるかという、標準価格七十三円をきめましてそのことは、五年後において十六億六千万円の納付金を目詰から納めさせ、そのためには斤当り三円六十銭キヨロ四円の差益を徴収することになつておるわけです。六円の差益を徴収してもなおかつ今言つたような現在の価格の中におきましては四円五十銭というまた値上りがある。一方、値下りをした場合には農家にどう補償するか、値上りをした場合は剰余金をどのように処理するか、その問題が法的には十分でないために、ここに決議案を私たちが出したい、このように考える次第でございます。

そこで、決議案を朗読させていただきます。

日本てん菜振興会法案及び臨時てん菜糖製造業者納付金法案に対する附帯決議(案)

政府は、今回、甘味資源の自給力総合対策に基き、一連のてん菜振興対策を講ずることとなつたが、その実施にあつては次の各項を考慮すべきである。

記

一、将来、糖価水準の著しい低落その他の困難な事態が発生し、国内てん菜糖工業の採算の悪化、原料てん菜の現行指示価格の引下げ等のおそれがある場合には、てん菜糖の全面買入措置の再開、或は特別の保護措置の実施により原料及び製品の価格の維持とてん菜栽培農家の所得確保につきいかなるべきを期すること。

二、原料てん菜の共販態勢を確立し、てん菜栽培農家の利益を増進するよう措置すること。

三、てん菜生産の飛躍的促進を図るため、これが生産計画の策定及び実施に当つては、土地改良、土壌改良、品種改良、家畜導入、輪作等てん菜栽培のための積極的な助成措置を講ずること。

四、てん菜生産の裏付のないてん菜糖製造工場の濫設は、てん菜糖工業の健全なる発展を阻害することとなるので、今後における製造工場の新設に当つては慎重に対処すること。

五、今後のてん菜対策が、わが国の国際収支の改善、甘味資源の自給、寒冷地及び西南暖地の農業振興等の上に果すべき重大な役割にかんがみ、原料てん菜の価格形式、原料の出荷地域の調整、工場の新増設方針の確定、生産基盤の整備増強、試験研究の促進等てん菜及びてん菜糖の生産流通に関する各般の重要事項を調査審議するため、農林省に「てん菜振興調査会(仮称)」を設置することとし、その調査を進め、すみやかに、てん菜生産振興臨時措置法を改正し、てん菜生産振興のための恒久的な基本制度を確立するものとする

こと。

右決議する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院農林水産委員会

以上、私たち決議案を出したわけでありましたが、しかし、この中でもう一点お考えを願ひたいのは、二の項目においては共販態勢という言葉を述べておりますが、これは農業協同組合等を拡大いたしまして、そして利益が上つた場合の分配方式のことを考えておる

こともつけ加えておく次第でございます。

いろいろな問題がありましたけれども、各位の御努力があったので私たちも一応承認することにいたしました。が、あとの問題は一応小委員会に付託することにしまして、この決議案に御賛成を願ひたいと思ふ次第でございます。

○松浦委員長 ただいまの附帯決議を付することに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、附帯決議を付することに決しました。ただいまの附帯決議に対し政府の所見を求めます。石坂政務次官。

○石坂政府委員 ただいま御可決になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に考慮いたしまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたして参りたいと思ひます。

○松浦委員長 お諮りいたします。ただいま可決いたしました四法律案の委員会の報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は明十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

〔参照〕

日本蚕業事業団法案(内閣提出第一〇〇号)に関する報告書  
小かん加糖れん乳等の製造の用に供

するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案(内閣提出第一三〇号)に関する報告書  
日本てん菜振興会法案(内閣提出第一六四号)に関する報告書  
臨時てん菜糖製造業者納付金法案(内閣提出第一六五号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局